

第四條

但シ特別ノ事由アル場合ハ以テ限ニ非ズ
職業組合ノ定款ハ組合員三分ノ二以上ノ同
意アル時ニ限リテ之ヲ変更スル事ヲ得但シ定款
ニ別段ノ定ムル時ハ以テ限リテ非ズ定款ノ変更ハ行
政官廳ノ認可ヲ受ケル非カモ其効力ヲ生セス
職業組合ニハ左ノ役員ヲ置ク
一 組合長一名 二 副組合長若干名 三 評議員若干名
前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ
置ク事ヲ得

第五條

役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ必要アル時ハ
役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ必要アル時ハ

第六條

十行

第七條

組合員ニ非ザル者ヨリ之ヲ選任スル事ヲ得
組合長ハ組合ノ代表シ組合ノ事務ヲ統轄ス
副組合長ハ組合長ヲ輔ケ組合ノ事務ヲ令掌ス
組合長事故アル時ハ之ヲ代理ス
評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ及ビ業務ノ執
行并ニ財産ノ状況ヲ監査ス

第八條

組合長ハ定款ノ定ムル処ニ依リテナクモ毎年固
通常總會ヲ召集スル事ヲ要ス組合長ハ必要
ナリト認め時ハ何時ニモ臨時總會ヲ召集ホス
ル事ヲ得